

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	低所得世帯・生活保護受給世帯に対するエアコン購入費助成事業に係る外部結合等について
----	---

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（外部結合、業務委託）

（担当部課：福祉部地域福祉課）

事業の概要

事業名	低所得世帯・生活保護受給世帯に対するエアコン購入費助成事業
担当課	地域福祉課
目的	区内の低所得世帯及び生活保護受給世帯の熱中症対策を強化するため。
対象者	本助成申請日に新宿区の住民基本台帳に記載されている、低所得世帯（住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯、申請日現在 児童扶養手当受給世帯）または生活保護を受給する世帯（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受ける者を含む）のうち、冷房が使えるエアコンを自宅に所持していない、または故障により冷房が使えない世帯
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区内の低所得世帯及び生活保護受給世帯の熱中症対策を強化するため、対象世帯がエアコンを購入する際に要する経費（本体費用、設置工事費、配送費、撤去費）を補助する。（上限額：1世帯につき10万円）</p> <p>対象世帯から申請の申し出があった場合、区は申請要件を確認するとともに、エアコンの設置状況等を把握するための現地調査（訪問調査）を実施したうえで、補助金を交付する。また、協力店舗を募集し、原則として協力店舗への委任払いによる購入・設置を求めるものとする。</p> <p>あわせて、区は本事業の円滑な実施を図るため、電話相談対応、申請受付、現地調査、通知書の印刷・封入・発送、補助金請求に係る補助業務を委託する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>（1）外部結合</p> <p>LGWAN 回線を介して区のイントラPC とクラウドストレージを結合し、申請情報データ等の利用を行う。</p> <p>（2）業務委託</p> <p>電話問い合わせ対応、申請受付、現地調査（訪問調査）、補助金請求補助の業務委託を行う。</p> <p>（3）再委託</p> <p>現地調査（訪問調査）業務の再委託を行う。</p> <p>4 対象者数</p> <p>1,100 世帯</p> <p>※個人情報の流れは、資料5-1のとおり</p>

**件名 低所得世帯・生活保護受給世帯に対するエアコン購入費助成事業に係る
係る外部結合について**

保有課 (担当課)	地域福祉課
登録業務の名称	低所得世帯・生活保護受給世帯に対するエアコン購入費助成事業
結合される情報項目 (だれの、どのような項目か)	申請受付番号、氏名、住所、生年月日、電話番号、世帯構成 (乳幼児・障害者等の有無等)、住民税区分 (R7・R8 非課税/均等割情報)、児童扶養手当受給の有無、生活保護受給の有無 (支援給付受給者を含む)、エアコン保有状況 (未保有/故障等)、建物状況 (二世帯住宅等、世帯構成疑義に関連するもの)、申請日、交付決定日、振込先口座情報、交付額確定日、交付額
結合の相手方	・株式会社 Box Japan (ISMAP 登録済、ISMS クラウドセキュリティ認証取得済み)
結合する理由	低所得世帯・生活保護受給世帯に対するエアコン購入費助成事業における対象者情報等の送受信について、デジタルツール (クラウドストレージ) で行うことにより、委託事業者側と区側で、対象者に係る情報を安全かつ効率的に共有し、作業効率の向上や事業の迅速化を図るため。
結合の形態	区は LGWAN 回線を利用して、当該システムが提供されるクラウドサーバと区のイントラネット端末を接続する。
結合の開始時期と期間	令和8年4月中旬から令和8年10月31日まで (次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

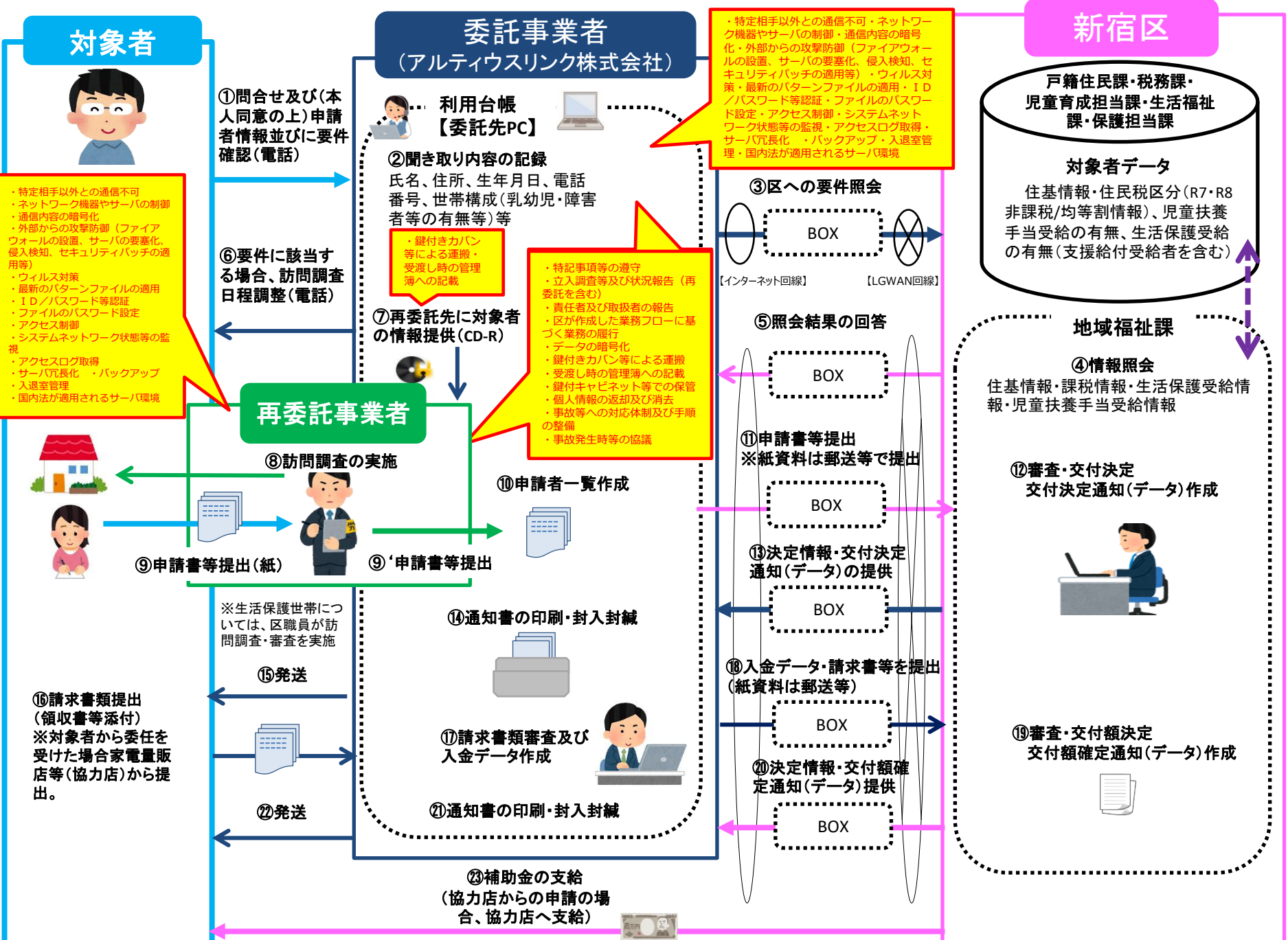
件名 低所得世帯・生活保護受給世帯に対するエアコン購入費助成事業の委託について

保有課(担当課)	地域福祉課
登録業務の名称	低所得世帯・生活保護受給世帯に対するエアコン購入費助成事業
委託先	アルティウスリンク株式会社(プライバシーマーク取得済み)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	申請受付番号、氏名、住所、生年月日、電話番号、世帯構成(乳幼児・障害者等の有無等)、住民税区分(R7・R8非課税/均等割情報)、児童扶養手当受給の有無、生活保護受給の有無(支援給付受給者を含む)、エアコン保有状況(未保有/故障等)、建物状況(二世帯住宅等、世帯構成疑義に関連するもの)、申請日、交付決定日、振込先口座情報、交付額確定日、交付額
処理させる情報項目の記録媒体	電子記録媒体(委託先PC)
委託理由	問い合わせ対応、要件確認、現地調査(訪問調査)の調整・実施、申請受付、交付決定関連書類の作成・送付、請求書類の審査・補正支援、入金データの作成など、一連の申請受付から助成金交付確定までの業務において、迅速かつ安全に実施する必要があるため、専門的な知識等を有し、豊富なノウハウを備えた業者に委託する。
委託の内容	問い合わせ対応、要件確認、現地調査(訪問調査)の調整・実施、申請受付、交付決定関連書類の作成・送付、請求書類の審査・補正支援、入金データの作成
委託の開始時期及び期限	令和8年4月中旬から令和8年10月31日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

件名 低所得世帯・生活保護受給世帯に対するエアコン購入費助成事業における 現地調査の再委託について

保有課(担当課)	地域福祉課
登録業務の名称	低所得世帯・生活保護受給世帯に対するエアコン購入費助成事業
委託先(再委託先)	【委託先】 アルティウスリンク株式会社(プライバシーマーク取得済み) 【再委託先】 テプコ・ソリューション・アドバンス株式会社(プライバシーマーク取得済み)
再委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	《再委託先に提供する項目》 申請受付番号、氏名、住所、生年月日、電話番号、世帯構成(乳幼児・障害者等の有無等)、住民税区分(R7・R8非課税/均等割情報)、児童扶養手当受給の有無、生活保護受給の有無(支援給付受給者を含む)、エアコン保有状況(未保有/故障等)、建物状況(二世帯住宅等、世帯構成疑義に関連するもの)
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(再委託先のPC・及びDVD等)
再委託理由	熱中症対策として実施する本事業の性質上、現地調査及び申請受付の時期が一定期間に集中することが予想されるため、ノウハウを有する事業者に再委託することで、適切な人員を確保し、事業を円滑かつ効率的に実施する。
再委託の内容	現地調査の実施(家庭訪問によるエアコン有無等確認、申請書作成補助、申請書の回収及び委託先への提出)
再委託の開始時期及び期限	令和8年5月1日から令和8年10月31日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

低所得世帯・生活保護受給世帯に対するエアコン購入費助成事業の個人情報の流れ



4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	情報保護対策
区が行う情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を実施するとともに、結合先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	システム上で不要となった電子データを削除し、電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、結合先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに結合先と今後の対応を協議する。
区が行う情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。
○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。	

4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	情報保護対策
結合先に行わせる 情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を受けさせるとともに、結合先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	システム上で不要となった電子データを削除させ、電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
結合先に行わせる 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とさせる。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。 システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。

5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	個人情報保護対策
委託にあたり区が行う 個人情報保護対策 【運用上の対策】	○	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を実施するとともに、委託先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	再委託先がある場合には、委託先との間に立入り調査等ができる契約内容を付すとともに、必要に応じて又は定期的に立入り調査等を実施するよう指導する。
	○	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告するよう指導する。
	○	全体の業務フローを作成し、委託先と共有する。
	○	取扱う個人情報の管理について、必要に応じて又は定期的に確認する体制を構築するよう指導する。
	○	個人情報を含むデータを作成する必要がある場合は、パスワードを付してデータを暗号化する。また、電磁的媒体（DVD-R等）とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用して、手渡しで行うよう指導する。
	○	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬する。
	○	個人情報の受渡しにあたっては、管理簿に記載する。管理簿には、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにする。
	○	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管する。
	○	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体（DVD-R等）、紙媒体及びパスワード通知書は返却し、電子データは消去するよう指導する。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、委託先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに委託先と今後の対応を協議する。
委託にあたり区が行う 個人情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピュータウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。	
○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。	

5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	個人情報保護対策
委託事業者に行わせる 個人情報保護対策 【運用上の対策】	○	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を受けさせるとともに、委託先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	再委託先がある場合には、委託先との間に立入り調査等ができる契約内容を付すとともに、必要に応じて又は定期的に立入り調査等を実施させる。
	○	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定させ、区に報告させる。
	○	区が作成した業務フローに基づき、業務を行わせる。
	○	取扱う個人情報の管理について、必要に応じて又は定期的に確認する体制を構築させる。
	○	個人情報を含むデータを作成する必要がある場合は、パスワードを付してデータを暗号化させる。電磁的媒体（DVD-R等）とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用させ、手渡しで行わせる。
	○	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬させる。
	○	個人情報の受け渡しにあたっては、管理簿に記載させる。管理簿には、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにさせる。
	○	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管させる。
	○	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体（DVD-R等）、紙媒体及びパスワード通知書は返却させ、電子データは消去させる。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
委託事業者に行わせる 個人情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。
○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。	